

○大学就職斡旋規程

昭和47年4月1日

制定

第1条 京都先端科学大学(以下「本学」という。)は、職業安定法第33条の2に基づいて、本学学生及び卒業生の就職を斡旋する。

第2条 前条に関する事務は、キャリアサポートセンターにおいて取り扱う。

第3条 就職を希望する者は、所定の進路就職登録をしなければならない。未登録の者に対しては、就職の斡旋並びに就職のための学校推薦書の交付は行わない。

2 縁故関係により就職を行う場合も、所定の登録手続きを行わなければならない。

第4条 本学に求人申込があったときは、所定の場所に求人票を公示する。

第5条 内定(決定)した就職先が本学より斡旋をうけた企業で、これを辞退する場合は本学の了解を得なければならない。

第6条 原則として最初に採用内定(決定)通知を受けた応募先をもって、その者の就職先とする。

第7条 公募、縁故、非公募の何れにかかわらず採用内定(決定)の通知を受けた者は、ただちにその旨をキャリアサポートセンターに届け出なければならない。

第8条 就職希望者は、この規程ならびに就職についての諸注意事項をよく守らなければならない。また、就職に関し好ましからぬ行為があった者、または本学の指示に従わないときは、就職の斡旋を中止し、または取り消すことがある。

第9条 この規程の改廃は、キャリアサポート委員会・各学部教授会の議を経て、大学評議会で行なう。

附 則

本規程は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則

本規程は、平成6年6月1日から施行する。

附 則

本規程は、平成8年10月1日から施行する。

附 則

本規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

本規程は、平成17年6月24日から施行する。

附 則

この改正は、平成31年4月1日から施行する。(大学名の変更等による改正)